

議案第 74 号

多可町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

多可町職員の給与の臨時特例に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 6 月 20 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町職員の給与の臨時特例に関する条例

平成 25 年 6 月 日  
条例 第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間  
(以下「特例期間」という。)において、職員の給与を減ずる措置を講ず  
るため、多可町職員の給与に関する条例(平成 17 年多可町条例第 48 号。  
以下「給与条例」という。)等の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第 2 条 特例期間においては、給与条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規  
定する給料表の適用を受ける職員(給与条例第 2 条に規定する職員をいう。  
以下同じ。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料  
月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中  
欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割  
合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級又は号給	割合
行政職給料表	2 級以下	100 分の 3.3
	3 級以上	100 分の 6.3
看護職給料表	1 級 1 号給から 64 号給まで	100 分の 3.3
	2 級 1 号給から 28 号給まで	
	1 級 65 号給以上	100 分の 6.3
	2 級 29 号給以上	

2 特例期間においては、給与条例第 31 条第 1 項から第 4 項までの規定に  
より当該職員に支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、  
当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定  
める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例第 31 条第 1 項 前項に定める額

(2) 給与条例第 31 条第 2 項又は第 3 項 前項に定める額に 100 分の 80  
を乗じて得た額

(3) 給与条例第 31 条第 4 項 前項に定める額に、同条第 4 項の規定によ  
り当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、当該職員についての給与条例第 20 条から第 22 条

及び第 29 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給与条例第 23 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 50 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 4 特例期間においては、給与条例附則第 10 項の規定の適用を受ける職員に対する前 3 項の規定の適用については、第 1 項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与条例附則第 10 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 2 項中「前項」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第 12 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

第 3 条 特例期間においては、多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年多可町条例第 35 号)第 15 条第 3 項の規定の適用については、同項中「給与条例第 23 条」とあるのは「多可町職員の給与の臨時特例に関する条例(平成 25 年多可町条例第 号)第 2 条第 3 項(同条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(端数計算)

第 4 条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(多可町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 2 多可町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 17 年多可町条例第 182 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(給与の額の特例)

- 3 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における企業職員の給与の額は、第 2 条の規定にかかわらず、多可町職員の給与の臨時特例に関する条例(平成 25 年多可町条例第 号)の規定を準用する。